

宋代史研究における宗族と郷村社会の視角

小林義廣

はじめに

宋代は中国史上的一大分水嶺をなす。このことは、一九二二年、内藤湖南によって指摘された。「概括的唐宋時代觀」⁽¹⁾という論文においてである。湖南は変化の徵兆を主に政治上に辿りながらも、それが単に政治上にとどまらず、当該時代のあらゆる側面にわたると説く。

この湖南の指摘は、戦後、中国社会の世界史的把握や停滞論克服などという課題意識のもとに大きく浮上してくる。戦前において、中国社会の発展をともかくも説いたものだったからである。しかしながら、戦後の宋代史研究は、湖南の指摘を起点としながらも、文化史的方法と称せらる湖南とは違

った方向を辿る。土地所有形態や生産関係などといった、いわゆる社会経済史的側面から当該社会を照射して、その歴史的特質を探ろうというのである。試みはある程度達成され、宋代社会の社会経済史的構造の解明が進み、厖大な研究成果が蓄積してきた。だが、こうした試みも六〇年代を境として、大きな曲り角に逢着したようと思われる。少なくとも、それまでの研究方向をそのまま踏襲できぬようになってしまった。こうした変化が齎された背景の一つには、それまで研究者たちを駆り立て、研究を内面から支えていた現実的課題意識が、戦後の体制の固定化とともに風化し稀薄化してきたことがあるだろう。共通の課題意識の喪失は、研究を個別化させた。⁽²⁾しかし、より重要な関わりは、この頃、唐代以前の研究でおこった劇的な転換であると考えられる。

戦後に於いて、中國社會の体系的把握が最も進んだのは秦漢時代であろう。それは、ひとえに西嶋定生氏に負うところが多いように思われる。氏は戦後まもなく、秦漢帝国の豪族階級を中國型奴隸制の担い手と規定し、それに基づく秦漢帝国論を提示したが⁽³⁾、実証と方法の両面から諸家の批判を浴び、この頃自説を撤回し、新たに國家と自立小農民の対抗を基軸とする秦漢帝国論を展開するに到る。一九六一年のことである。⁽⁴⁾ 西嶋氏が自説を撤回し、新たな構造論を展開したのは、豪族經營に完全には包摂されない広範な自立小農民の存在を、どう論理的に秦漢帝国論に結びつけるかという認識が強くなってきたからにほかならない。

もともと唐代以前の研究動向と無縁でなかった宋代史研究は、こうした動きに敏感であった。宋代でも從来の大土地所は、有制下の地主と佃戸の問題だけでなく、国家と自立小農民の問題がクローズ・アップされてきたのである。この傾向は今日においても基本的な変化がないように思われる。それについては、後節で少し詳しく論じたい。しかし、宋代史研究が國家と自立小農民という問題にだけ収斂されたのではないのかも、また周知のとおりである。そして、毎年発刊される『史學雑誌』の「回顧と展望」をみると、かつては体系化の使命

を担つた社会経済史的研究さえも、むしろ諸研究分野の一項目にしかすぎなくなつた感さえするのである。このように、国家と小農民の問題がそれほど普遍化しないのは、あるいは震源地が他の時代の研究にあつたからかもしれない。私がこれまでの研究成果を検討しつつ、小稿で提出しようとしている展望も、かかる現状認識の上に立ち、その幾つかの打開の糸口をみつけ出そうとしてである。

以下、小稿では、宗族という視角を光源として、それに照射されてこれまでの宋代史研究からどのような課題が浮び上がりてくるかを論じたい。その場合、主に仁井田陞氏の所説を検討してゆく。というのも、一つには、戦前・戦後に蓄積された厖大な宗族あるいは家族の研究を、こと細かに紹介するだけの準備も力量も現在の私にはないからである。また、何よりも仁井田氏は、戦前・戦後を通じて宗族研究に大きな足跡を残してきただけでなく、その研究は戦後において停滞の課題のもとに展開された社会経済史を中心とする研究と深い関連を有し、それに多大な影響をたえず与えつづけてきたからである。

それにしても、ここで改めて宗族を考察の対象とする今日的意味は何であろうか。

現代中国、とりわけ最近の中国における宗族研究の意味は、かなり明確である。中国の研究は、現実的かつ実践的な課題意識に強く媒介されている。解放後の中国においてさえ濃厚に残存する家族主義的風習は、当面する「四つの現代化」の実現にとって芟除すべき大きな障礙をなしているが、

宗族こそは、こうした家族主義の特殊中國的な現われであり、その実体とこの制度を育んできた思想的栄養源たる宋学との関わりを究明せねばならぬ、というのである。⁽⁶⁾

今日の日本においてはどうであろうか。戦後の宗族研究は戦前に比較すると寥々たるもので、その一般的傾向述べるのが困難だが、現代中国にみられるような現実的な課題意識は極めて乏しいと総括できよう。⁽⁶⁾それでも六〇年ごろまでは、仁井田氏による白熱した議論も展開された。それは、現実的課題意識に媒介された中国史研究という、五〇年代を通じてみられた傾向の反映である。だが、中国史研究全体が上述したように、六〇年ごろを境として現実的課題意識を失つてゆくにつれて、宗族研究にも同じような現象が生じた。柳田節子氏が「熱っぽい」と形容する五〇年代の切迫した現実的課題意識の喪失した現在⁽⁷⁾、私たちはどのような今日的課題をもつて宗族研究の新しい地平を拓り開いていったら

よいのだどうか。もとより小稿の手に負える問題ではないのだが、究極の課題としておきたい。

既述のとおり、戦後における宋代以降の宗族制研究の進展は、仁井田陸氏に俟つことが多い。尾形勇氏は、著書『中国古代の「家」と國家』の序章で、仁井田氏において宗族論と密接不可分の論理構造をもつ家族論について、ほぼ次のように紹介と批判を展開している。⁽⁸⁾この序章は、単に尾形氏のいう唐代以前の古代にかぎらず、中国史全体を通しての家族主義と公権力たる国家権力との関係について、これまでの諸研究を検討し批判する労作である。氏はいう。仁井田氏は戦前において、「家長」という言葉を單なる家族成員に対する統率者あるいは指揮者と捉えていたが、戦後はローマ法における「家父長制」との対比を通して、「家長」権を「家父長」権という、家族員を権力的に服従させるものと理解するに至る。こうした家族内での家父長と家族員の権力服従関係は、そのまま国家あるいは社会的規模にまで拡大され、君主と人民の支配服従関係を形づくった。この仁井田氏の捉え方は、

家族と国家それぞれの内における成員間の関係を同質と考える、いわば「家父長制的家族國家觀」である、と。尾形氏は

更に、仁井田氏が思想史的側面からも、この「家父長制的家族國家觀」を強調しているというが、ここではその紹介を省く。ところで、こうした仁井田氏の考え方は、尾形氏によれば、戦後の中国古代帝国論に陰に陽に多大の影響を与えたというのである。

尾形氏の立論の基本的視角は、本来、私的な関係としての家族内を規制する原理が、次元を異にする国家内の関係にまで及ぼされている論理的不整合性と諸矛盾をつくところにあり、仁井田批判もこの立場から生み出されている。その点で仁井田氏の論理の弱点を鋭くつくるものとなっているが、しかし仁井田家族論の捉え方は一面的すぎるといえまいか。といふのも、仁井田氏は家父長権力という縦の関係だけでなく、それを掣肘する横の関係をも重視しているからである。たしかに、この横の関係は尾形氏の主たる考察の範囲をはずれた宋代以後に強まり、そして尾形氏が依拠した「中国の家父長権力の構造」という論文では縦の関係の強調を主旋律とするのだが、しかし家族内における縦と横という二つの関係の存在は、この論文にも論理としてくみこまれているので、言及

しておいてしかるべきだろう。

さて、尾形氏の依拠した論文において仁井田氏は、中国の家父長権力とローマのそれとの類似点よりも、むしろ差違に注目する。ローマの場合、家父長権は少なくともその成立の当初、統一的画一的な権力であり、しかも外部の何ものの介入をも許さぬ排他的絶対的な権力で、その結果として家長以外の成員は財産能力を有しなかった。他方、中国ではローマにおける意味での絶対的な家父長権は存在せず、家産は父子共産制であって、ときとして家長はその共産の管理権を有するにすぎなかつた。この父子共産制は、唐代以後、歴代の法律において明確に規定されてくる。そして家族員がそれぞれ私財をもつようになる宋代以後、息子たちなどの家長以外の家族員の発言力が増大し、その結果、家族共同体の結合がゆるみ、結合を統括する家父長権力が弱体化する、と。⁽¹⁰⁾

このように仁井田氏は、宋代以後における家父長権弱体化の契機として、家長にたいする家族員、とりわけ息子たち兄弟の発言力という横の関係を重視するが、そのことは、宋代以後のいわゆる中世社会の歴史的特質にたいする氏の洞察と密接に結びつく。氏は宋代以後の歴史社会を特色づけるものとして、仲間主義を擧げる。仲間主義とは、家父長的な上下

の支配・服従関係とは違う、横の連帶關係を指し示す。それはギルド・村落の關係において典型的にみられ、宋代以後の歴史社會の特質を形づくるが、その血縁組織への反映がこの時期の宗族關係があらわれるという。そして兄弟という横の關係の相對的地位の上昇は、こうした一家族を超えた宗族における仲間主義の影響だというのである。かくて仁井田氏は、宋代以後の家族のあり方を考えるととき、宗族に由来する仲間主義の視角を据える必要性を力説し、さらに仲間主義的連帶關係が家父長權力を實質的に掘り崩してゆくところに、宋代以後の家族の新たな展開をみようとしている。もっとも、仁井田氏はかかる重要な歴史的意義をもつ宗族における横の連帶關係を、手放しで評価しているのではなく、一種の寡頭支配がおこなわれていたという意味で完全な仲間主義とはいえないとするが、それについては後にまた触れたい。⁽¹⁾では、仁井田氏はかかる歴史的意義を有する宗族を、戦後における宋代史研究の進展とどう関連づけて統一的に把握しようとしたのだろうか。次にこの問題を検討しよう。⁽²⁾

氏はまず、宋代以後の宗族は単なる古代的遺制ではなく、当該時代の歴史的條件に応じて展開したものだと積極的に位置づける。また、それは國家などによる公的保障機構をもた

ない旧中国社会の、私的保障機構として発展したともいう。この位置づけ自体は、牧野巽氏などの先行研究の見解を受け継ぐもので⁽³⁾、とくに目新しくはない。ただ仁井田氏の個別生産・再生産や、さらには宋代以後の大土地所有制の展開と結びつけて考察しているところにある。ここからは、節を改めて論ずる戦後の宋代史研究の、その特色をなす社会經濟史的研究成果を取り入れようとした、氏の積極的姿勢を読みとれよう。すなわち、それはこういう論理である。山林藪沢は、個別の土地所有段階に入った戦国時代以後、ずっと後世まで誰でも利用できる一種の入会地をなし、農民の生産・再生産の基盤となっていた。しかし、それは管理状態が悪く、利用も無統制のため、往々使用に堪えなくなる一方で、実力者の私的占取がおこなわれやすく、かくて農民の生産・再生産の基盤がおびやかされていた。ところで、宋代に入り、新たに展開していく地主制は、こうした農民の一層の没落と貧困化をもたらしたが、そのことは、農民を大地主体制の反対物に追いやみ敵対する存在と化する危険があった。このため、大地主にとっても、そのような貧困化した農民を村落の中でのだめ、反対の力となることを阻止し、封建秩序の安定化、村

落秩序の安定化を図る必要があつた。そして公的保障機構のない旧中国社会にあっては、かかる秩序の安定化は、何よりもまず同族内の結束から始めるのが近道であつた。その結果が、義田や祭田などの族田の設置とその収入による貧窮同族員の救済である。また、族田の収入は、族員の有望な子弟に学資を与え、科挙に応ぜしめて、多くの者を官界に送りこみ、それによって利益を同族に還元させるためにも使用された。このように同族共同体は、農民の貧困化に原因する階級対立の激化にたいする、血縁的と同時に地主的な解決法としての役割を不充分ながらも果したのである。一口にいえば、宗族の発展は、当該時代における地主制展開の補完物をなしていた、と。

宗族制を地主制の展開と結びつけて理解する仁井田氏のこうした所説にたいし、谷川道雄氏は、その論理矛盾に鋭い批判の矢を放つ¹⁴。批判は、仁井田氏の見解についての次のように理解に基づく。宋代以後、同族共同体の運営は、族長制に基づいて行われた。族長は家族およびその長たる家長の権利を超えて、一族全体の統率にあつた。族員は族長の命令に服従する義務があつたが、他方、族長にあっても不正を行つた場合にはリコールされるなど、その恣意は族員によつて規

制される。このことは、同族結合が単に垂直的な支配服従関係のみではなく、他方でのいわば横の仲間主義的な連帯関係がはたらいていたことを示す。とすれば、仁井田氏のこうした理解によるかぎり、同族結合は共同体的性格を強く具え、民衆の農村生活における自主的規制を具現したものと解される。にもかかわらず、仁井田氏は、同族結合の歴史的意義を、単に大地主体制による秩序安定化策と主張している。すなわち、「共同体関係と地主制的関係」とが、どのような内的情構造において関わりあつてゐるかはほとんど追求されず、ことばの上だけでむりやりに結びつけてゐるという感じを拭い去ることができないのである」と。

谷川氏の筆鋒は鋭く、多くの示唆を受けるのだが、しかしその仁井田説の捉え方と批判とにたいして、私は若干の不満をもつ。たしかに谷川氏が指摘するように、仁井田氏は宗族において、族長と族員の垂直的な支配服従関係と族員相互の横の仲間主義的な連帯関係を設定している。そして、この二つの関係は相互に対抗しせめぎあつて宗族の実相を形づくつている。ところで、宗族における対抗・せめぎあいの構造は、この二つの関係の間にだけ存在するのではない。既述のような、一家族内における息子たち兄弟の横の連帯関係と家

父長権との間にも存在するのである。しかも、宗族の仲間主義の反映としての、家族における横の仲間主義的な連帯関係は、宋代以後、家父長権を実質的に掘り崩してゆくという歴史性を付与されていた。このように宗族に関する仁井田説の特徴は、仲間主義が一方で族長権と、他方で家父長権とせめぎあう構造として捉えられていることだろう。そして仁井田説を從来の宗族研究から更に際立たせているのは、かかる実相と歴史的特質を有する宗族制を、宋代以後に展開する地主・佃戸制という生産関係の上から歴史的本質規定を試みようとしている点である。したがって問題にすべきは、宗族内における共同体的関係一般と歴史的本質規定としての地主・佃戸制とがどう関わるかではなく、仲間主義と族長権、および仲間主義と家父長権という、横の連帯関係と上下の支配服従関係との間の、二重の意味での宗族内部におけるせめぎあいの総体が、どのようにしてその内的構造において地主・佃戸制と関わっているかでなければならぬであろう。

問題をこう捉え直すとき、まず宗族内部における二重のせめぎあいの構造をいかに理解すべきかという課題に気づく。仁井田氏は、こうしたせめぎあいの構造を可変的に捉え、地域・時代などによる様々なヴァリエーションを設定し、むし

ろその諸相を記述してゆくことこそ、宗族の実体的把握に迫るゆえんだと説く。氏はこの立場に基づき、单一の原理から演繹して家族ないし宗族を捉えようとする滋賀秀三氏を鋭く批判する。すなわち、滋賀氏は、祖先から子孫へと受け継がれる祭祀という側面に着目して、家族ないし宗族を整合的に理解しようとしたのである。⁽¹⁵⁾両氏の見解の当否は措くとしても、仁井田氏が単一の原理からの解釈を拒否していることは、結果として宗族がもつ構造の全体像の焦点を結びにくくしていると考えられる。そしてまた、その立場に立つかぎり、家父長制を掘り崩してゆくという点で歴史性を付与された仲間主義さえも、ときとして宗族における縦の支配関係の強調によって、その存在意義が歴史の背後に押しやられてしまい、ほとんど無価値に等しいものになってしまっているのではないか。⁽¹⁶⁾この問題は、仲間主義における寡頭支配という、既述の氏の考え方とも関わりがあるよう思われる。氏は宗族という仲間主義の団体にあっても、長老の寡頭支配によって横の連帯関係の貫徹が阻害されていたと考えるが、その考えは、家における家父長制支配の問題と二重映しつなって、宗族における上下の支配服従関係という印象だけを強めてしまふ結果に陥っているのではないか。思うに、も

し宗族が階層性を内包しながらも、一応仲間主義を原理としているならば、その場の平衡状態を維持し、場全体の意志決定がなされるとき、個々の成員が勝手に意見を述べたてると場の平衡状態は保てない。いきおい長老は、成員を順序づけた上で意見を申し述べさせ、最後に場全体の平衡状態の維持を考慮して決定を下すだろう。そこには一見、長老の寡頭支配による上下の支配服従関係の原理だけが成り立っているようだが、しかし長老の決定も場全体の平衡を念頭に置いているのである。長老といえども、場全体の平衡という原理に束縛されている。つまり、長老の寡頭支配の基礎には仲間主義がある。事実、谷川氏が紹介したように、仁井田氏は族長など同族役員の過度の恣意が、リコール請求の事由となつたと指摘しているではないか。寡頭支配と仲間主義を対立的にだけ捉える必要がないように思われる。⁽¹⁷⁾

第二に問題とすべき仁井田説の難点は、宗族がその存立するより大きな場としての郷村社会といかなる関連を有し、その中でどのような役割や位置を占めていたかが曖昧なことである。もちろん、氏にそれらへの言及が皆無というのではない。必ずしも統一された見解ではなく、矛盾をその論理に孕んでいるけれども。一つには、非血縁的な村落共同体でも、

同族共同体と同様の構造がみられるというものである。⁽¹⁸⁾ 他は、共同体的な再生産が村落規模でおこなわれず、同族単位でなされるところに中國的特質が存するというものである。⁽¹⁹⁾ 前者についていえば、血縁を媒介としない共同体を、血縁共同体と果して等置できるかという素朴な疑問がわく。なぜなら、非血縁共同体の場合、同じ血という自然的な結合の核は存在せず、その結集には人工的な契機を必要とすると考えられるからである。また、かりに仁井田氏のいうように、非血縁共同体と血縁共同体を同じ構造の上に立つとした場合、同族（血縁）共同体を統一的に把握できていないという問題性が、そのまま非血縁共同体にもあてはまつてくるといえよう。後者についていえば、特定の一族しか存在しないような同族村落の場合は、同族と村落は一致するのだから、生産・再生産が同族を単位としても、それはそのまま村落の再生産機構でもあり問題はない。しかし、周知のとおり、この時期における経済的先進地域の華中・南の郷村社会は、同族村落から群小の宗族が併存する村落まで、村落内に占める同族の割合は一定しない。⁽²⁰⁾ いくつかの宗族が併存する村落の場合、同族を超えた生産・再生産の共同、たとえば華中において重要な水利などをめぐる共同はどう取り結ばれ、それがどう同族共

共同体と関わり、そして全体としての郷村社会の統一性が保持されていたのだろうか。この点になると、仁井田氏の言及は、はなはだ不充分だといわざるをえない。さらには、同族共同体やそれを超えた共同体の、その双方に関わりをもつ地主制は、全体としてどのような有機的連関を有し、村落社会としての統一性と秩序を形づくっていたのだろうか。こうした問題性が仁井田氏の所説を検討するうちに、自ずと浮び上がってこよう。それでは、次に節を改めて、仁井田宗族論を他の宗族制研究から際立たせている、氏の地主制論とそれに基づく国家像を提示し、それらがその後の宋代史研究の進展とともになっていかなる問題性を露呈するに至ったかを検討したい。そして、かかる問題性が氏の宗族論にどのような影を投ずるかを指摘し、本節で考察したこととを更に深めたい。

こうした新たな大地主制の展開と、それを基盤とする宋朝国家の成立という図式⁽²⁾は、その地主制の歴史的規定をめぐる鋭い対立にもかかわらず、六〇年代初頭までの日本における宋代史研究に共通した考え方であった。少し穿った見方をするならば、図式の共通性という情況が、下部構造としての地主制をめぐる歴史規定の問題に論議を集中させる傾向を助長させたといえよう。この時期の論争は、地主制を農奴制と捉える周藤吉之氏を代表とする考え方と、これを自由な小作契約に基づく資本主義的な体制と捉える宮崎市定氏に代表される所

宋代以後における地主制の展開と、その上部構造としての王朝国家にたいする仁井田氏の見解は、ほぼ次のとおりである。⁽²⁾ 唐代の中期、つまり八・九世紀頃から古代大地主体制

一一

説との間でなされた。⁽²²⁾ むろん、仁井田氏は周藤説にくみしている。そして、仁井田氏は法制史家らしく、法という側面からこののような地主制に光をあてた。

ただ、国家権力そのものにたいしては、この時期における諸説に共通した考へとは少し趣きを異にする見解をとつている。諸説では、集権制あるいは君主独裁制と言葉は違つても、國家権力の強大さを共通に説いていた。たとえば、堀敏一氏は、唐朝末期の農民反乱に示されるような耕作農民の独立性の高さが、地主階級による地域的な社会秩序の維持を不可能にし、集権的な国家権力に依存する体制を形成したと説く。⁽²³⁾ しかし仁井田氏は、強力な集権制の存在を首肯しない。すなわち、宋代以後の歴史においては、国家権力と人民の間に仲間主義的な集団が形成され、国家権力はその仲間集団を利用して、社会を安定化させつつ、自己の支配を達成しようとする。したがって、国家権力は、完全な分裂でもなく完全な統一でもない、その両者のかねあいであったというのである。

さて、堂前敏昭氏は、戦後における宋代史研究の流れを大きく二つの時期に区分している。⁽²⁴⁾ 第一期は、地主＝佃戸制をめぐって、それが機能する大土地所有形態のあり方、佃戸の

地位や転移の自由不自由の問題など、いわゆる下部構造を中心とする研究で、周藤吉之・宮崎市定両氏をその代表とする。第二期は、第一期の地主＝佃戸制のみの研究から、上部構造たる国家権力の問題をも視野に取り入れるようになる。柳田節子氏がその先鞭をつけたが、この傾向は今日までも続き、直接生産者たる小農民の經營自立化の程度の問題、それと密接に関わる国家権力の性格の問題が論議され、小山正明・島居一康両氏らの研究を生み出した、と。

さきにみたように、第一期においても地主制国家論とでも称すべき国家権力の存在を念頭に置いており、その意味で堂前氏の見解は武断にすぎると思われるが、しかし氏の指摘するような画期があることも確かであろう。こうした画期が現出したのは、国家権力を支える基盤としての生産関係をめぐる理解に差違が生じたためと考えられる。戦後しばらくの間は、中国史を通じて国家権力を支えるのは大土地所有制であり、したがって大土地所有制下の生産関係と生産様式が時代を特色づけると捉えられてきた。しかし、その後、研究の進展によって、かかる大土地所有制に必ずしも包含されぬ自立小農民の広範な存在が確認され、従来の大土地所有制論に基づく国家論は修正を余儀なくされる。この動きに遅く対応

したのが、「はじめに」で述べた西嶋定生氏らを初めとする唐代以前の研究者たちであった。それでは、宋代において、こうした動きに対応して出てきた柳田節子氏の考えとは、どのようなものであろうか。

柳田氏の考えは、ほぼこうであろう。⁽²⁵⁾ 均田制の崩壊後、國家は「分解均田農民」を新興地主層に先んじて、両税法によつて直接、その支配下に組みこんだ。こうした両税法による農民支配体制は、基本的に五代・宋各朝に受け継がれる。一方、「分解均田農民」を郷村において、その支配下に掌握することに失敗し、広範な自作農の存在を許してしまった新興地主層は、自らの地主的土地位の維持、拡大をはかるため、科舉を通じて官僚機構の中に官僚として参画してゆく。その意味で、宋代以後の集権官僚制は、地主・佃戸制を基盤とする地政権的性格を色濃くもつ。だが、宋朝政権がこのようない地主政権的性格を強く有しながらも、それとは完全に重ならないのは、中央集権国家それ独自の支配の場である自作農の存在による。国家は、これら自作農を戸等制によつて主戸として掌握していた、と。

こうして柳田氏は、宋代の新興地主層が郷村において、自らの地主制支配を排他的に貫徹できず、国家権力の介入を許

すような支配の脆弱さを、広範な中小自作農民の存在と、國家権力によるかれらの掌握とに原因を帰した。そこには古代專制権力と見まがうばかりの、否、それをも凌駕するような宋朝国家権力の強大さを、どうにか説明しようという戦後一貫する意図が看取される。たとえば、先述の堀敏一氏の所説は一九五〇年に提出され、また近年でも小山正明氏はこうい⁽²⁶⁾う。直接生産者である農民の小農經營の不安定さが、その収奪の上に立つ大土地所有者の搾取基盤を不安定にするため、独自の個別的支配機構を作りだせず、集権的国家権力下の科舉制度を要求した、と。

ところでここで留意すべきは、かかる集権国家権力が出現していく、その説明の視角であろう。柳田氏らは、大土地所有制の不徹底さや、その経済的支配基盤の不安定さという何らかの弱さが、集権国家成立を要請するのだと説く。つまり、そこでは国家権力が大土地所有制的地主支配の不安定さを補完するものとして、ア・ブリオリに前提されている。この視角からするかぎり、強大な国家権力の存在がなぜ要請されるのかという論理にはなりえても、国家権力それ自体がどうのようにして生み出されたのかという説明にはなりえていないのではなかろうか。思うにその原因は、集権的国家権力と

地主＝佃戸制という二元的対立を前提にして、とりわけ柳田氏の場合にみるよう、強大な国家権力の存在という視角から、この二元的対立関係の論理的統合を企てていることと関わりがある。かくて、集権的国家権力を説明しようと試みて、強力な国家権力を指定するという、出口のない論理的悪循環の陥穽にはまってしまっているのではなかろうか。こうした国家権力からの視角は、柳田氏独自の研究領域をなす郷村社会研究にも、如実に現われていると思われる。

柳田氏の郷村制に関する見解は、「郷村制の展開」という論文に比較的よくまとまっている。²²⁾氏はこの論文で郷村制の問題を、宋元時代の地方志がよく残っている浙西を中心に考察してゆく。この地方は、唐末・五代以来、閔田・圩田、湖田などと称せられる新しい水利田が開発され、中国の穀倉地帯として成長した。「蘇湖熟すれば天下足る」の言葉が、その事情を端的に物語る。そこでは、水利田という性格からして当然、水路の浚渫や護岸の修築など水利が農業の再生産にとって重要な位置を占めていた。しかし、地主にしても、広範に存在する自作農にしても、独力ではかかる再生産に必要な機構を維持できなかつた。したがつて、そこでは「郷原の体例」に基づいて「有田の家は錢米を出し」、「佃人は力を使

出し」て、水利・灌漑を共同でおこなう共同体が出現しているが、その管理者たる圩長・坡長らは「心力ある、田畠最高の人」である地主らが選任された。共同体は階級性を内包していたのである。国家権力は、こうした共同体の指導層である地主の役割を職役化し、その地主の共同体における規制力を通して、農民を掌握しようとしたのである、と。

さて、ここで留意すべきは、柳田氏の視角 자체が有する問題性である。氏は水利事業において、錢米・資材の供出が「頃畝の多少」、「戸の等第の上下」という国家の戸等制区分を基準としておこなわれること、水利事業の多くが、公權力たる州県官の直接的指揮下になされること、さらには圩長・坡長らは戸等制原理により賦課される国家の差役、あるいはそれに準ずる役であることを挙げて、国家権力の共同体にたいする浸透力の強さを説く。また、郷村制を考察する視点を、こうした共同体と国家権力とがどう関わったかという、その接点に据えてなされる。こうした関心や視点からみると、そこでは確かに郷村の自立秩序が尊重され、その点でそれまでの郷村制研究ときわだた対照をなすのだが、しかし結果からすると、郷村はあくまでも国家権力によって掌握される対象という側面からの追究に終わってしまっている。

そして、こうした観角からは、郷村社会に重くのしかかってくる当の国家権力がどのようにして生み出されたかを解明できぬし、国家権力が根をもたぬまま一人歩きしてしまう。郷村社会が、国家権力によって掌握される対象としてのネガティブな側面からだけでなく、国家権力を生み出し育み、それゆえ時としてそれと対抗し否定してゆく契機をもつ場として、よりポジティヴに設定してゆく必要があるのではないか。國家とは、社会が解決できない自己矛盾にまきこまれて、自分では取り除く力のない、融和しがたい対立物に分裂したことの告白なのである。⁽²⁸⁾

国家権力をア・プリオリに設定する柳田氏の観角は、国家

権力独自の支配基盤として氏が指定した自作農をめぐる矛盾した理解のし方に、縫合できぬ論理の破綻として端的にあらわれていると思われる。氏によると、国家権力はその独自の支配基盤として、自作農を戸等制によって直接掌握したというが、他方で、地主の郷村における支配力を利用して、これら自作農に支配を貫徹させていったとも説く。もし後者に重点をおくなれば、国家権力は地主の支配力に依拠して間接的に自作農を掌握したことになり、国家権力独自の支配基盤としての自作農を指定する必要がなくなってしまう。地主に

よる、地主のためのという単純な地主制国家論を展開するだけで事足りる。しかし、柳田氏が指摘するように、国家は自作農を戸等制によって、直接その支配下に組み入れたのも確かである。とすれば、かかる国家支配を生み出してゆく郷村社会自体に即して、地主支配体制と自作農の矛盾や対立の構造をこそ解明せねばならぬのではないか。そしてその上に立って、かかる矛盾のいかなる解決の方途として、宋朝権力が立ち現われてきたかを解明せねばならぬだろう。このためには、宋朝権力を単なる構造として共時的に捉えるだけではなく、それが成立していく経緯を唐末・五代の歴史の中に通時的に探ぐる必要がでてこよう。⁽²⁹⁾

さて、国家権力をア・プリオリに設定するこうした現象は、柳田氏のみにかぎらない。柳田氏以後において、国家権力を論理の射程に入れている研究者にかなり共通した傾向であると思われる。たとえば、近年諸勞作を次々と発表し、これまでの宋代史研究の通念を書きかえつつある高橋芳郎氏の研究にも、それはあてはまるだろ。氏は最近、柳田氏が考察したと同じ浙西デルタ地帯の水利事業を取り上げ、從来、地域の自律的慣行を示す論拠とされてきた「郷原体例」という語句の解釈を批判しながら、こう論理を展開する。「郷原

体例」なる語句は、「郷村の慣習」「民間の慣行」と解すべきではなく、「従来の方式」あるいは「従前の規定」とすべきである、と。氏はこの新解釈の上に立って、こう結論づけた。「従来在地社会の自律的慣行と考えられてきた『照田出資』・『業食佃力』といった水利灌漑方式は、実は在地の自律的慣行ではなく、地縁的結合に基づく共同体的関係が在地社会に欠如していたことを背景として、いずれも公権力によって提議・施行されたものであった」。高橋氏が、公権力の介在を重視する背景には、この地域の水利田が宋代において、なお開発途上にあって、在地の共同体的関係がまだ充分に形成されていないという認識がある。⁽³¹⁾ 柳田氏は、国家権力が郷村社会における地主の共同体機能への支配力を利用して、いかに郷村社会を掌握してゆくのかという視点に立つのにたいして、高橋氏は郷村社会の共同体機能がないゆえに、水利という共同作業に国家権力が介入してくると捉え、論じている視角は非常に異なっているのだが、いずれの場合も、郷村社会に国家権力が外在的に関わっている点で共通する。この国家権力の外在性という視角は、宋朝国家の機構を国家と「小農民」との税役の収奪関係と捉える、いわゆる「国家的農奴制」論に立つ島居一康氏らの主張に、もっと端的に表

出していると思われる。⁽³²⁾なぜなら、国家と「小農民」という二元的対立関係を前提に、「小農民」はあくまで国家によつて掌握される対象としか捉えられていないからである。

以上を纏めると、次のようになるだろう。仁井田氏の宗族論が前提とした宋代の土地制度研究は、大土地所有制下における地主＝佃戸関係を主要かつ基本的な生産関係とするものであった。氏の宋朝国家像も、こうした生産関係論の上に構築されている。だが、その後、我が国における宋代史研究は、地主＝佃戸関係に必ずしも解消しえない自作農民の広範な存在に着目し、この自作農民を国家がどう掌握しようとしたかに関心が移つてゆく。前節で指摘した仁井田氏の宗族論の問題点は、かかる自作農民の広範な存在という新たな視点に立つて、さらに考察を深めねばならぬであろう。一方、宗族が存立する郷村社会に関しては、この自作農民の存在を前提とした柳田氏のすぐれた研究があるが、しかしそれはあくまで国家権力によって掌握されるという視角からの追究であつて、国家権力を生み出し否定する契機をもつ、それゆえ矛盾と対立をうちに孕む本源的な場として設定されていない。

その上、仁井田氏との関連でいえば、柳田氏は范氏義莊を始めとする族田の盛行した浙西地域の郷村社会を主要な探

求の対象としながら、宗族の問題をなぜか除外しているのである。⁽³³⁾ このようにみてくると、宗族を念頭におきつつ、郷村社会に渦巻く矛盾と対立の相貌を生産・再生産との連関の下にどのように捉え、そしてそれらを国家権力の出現という問題にどうつなげてゆくかの課題が浮び上がってくる。もとより確固とした定見があるわけがないが、次に節を改めて、それに到る一つの方向を作業仮説として提示し、結びにかえたい。

興味を引くのは、宗族起源の義田が、郷党生活の必要から生み出された義役に適用されたという指摘である。義役とは南宋時代、職役につく者の負担軽減のため、郷村内の人びとが共同して救済の手段を講じたことを指す。これは一般的には、廬州松陽県(浙江省松陽県)で乾道五年(一一六九)五月ごろに始まり、知廬州の范成大が大いに奨励したといわれる。⁽³⁴⁾ 義役には田産が設置される場合が多く、これをも義田と称した。清水氏によると、この義役のために共同で田産を設置する方法は後世に伝えられ、明代では族人を救済するための族田(義田)が、その本来の目的に利用される一方で、役につく郷村の人びとのためにも使用された例があるという。すなわち、族田(義田)という宗族固有の財産が、郷村社会の公共の利益にも使用されたのである。

ところで、これまでの研究によると、⁽³⁵⁾ 義役が創唱される背景には、次のような情況があつたという。つまり、職役たる保正長の役が重く、これに当る民戸は多く破産に見舞われる。そうした中で清水氏は、宗族起源と郷党起源の制度が、それぞれの生活領域に浸透していく例を記す。たとえば、

三

ため、この役を免れようとして、他の資産ある戸を指し、その戸が役に当るべきだと訴訟を起して、郷村の人びとや、ついには宗族の間にさえ争訟がたえなくなった、と。このように、義役は職役に起因して激化した宗族と郷村社会を貫く矛盾の、一つの解決の方途として立ち現われる。その場合、義役を提唱するのは、守令を別にすれば、皇族という郷村社会の信頼を受けている一族出身者か、あるいはそれと密接に関わりをもつと思われる、郷村社会の安定と秩序の確立に心を砕いている人たちであるらしい。また、義役には多くの場合、実際の運営を総括する役首が設けられ、役首は郷村における「信義の家」の選任がたてまえとされていたという。とすれば、郷村社会にはそこに渦巻く諸矛盾にたいして深い洞察力をもち、しかも郷村社会の人びとの信頼の下に、問題の解決に当ろうとする人びとが存在していたと考えられる。かれらは、郷村社会の矛盾を一身に集約する存在であるとともに、それゆえにこそ、矛盾の緩和と解決に向う出発点でもあつたであろう。

ここで注意すべきは、かれらの存在が郷村社会の人びとの信頼の上に成り立っていたということである。このことは重要である。たしかに、かれらの多くは、地主階級の出身者で

あろう。というのも、義役を主唱して田産や資産を提供するためには、それ相当の財産が必要と考えられるからである。だが、地主であることが直ちにかれらに郷村社会での指導力を發揮させ、義役を成功に導いたのではないから。役首が地主としての自己の利害に拘泥し、郷村全体の観点を喪失したとき、矛盾が一段と激化したのは、この間の情況を端的に物語っている。郷村社会の全体の立場に立って、人びとの信頼をかえねばならないのである。そのためには、即目的な自己の階級的利害を抑止し超えねばならぬではなかろうか。少し例を挙げよう。余姚県四明郷（浙江省余姚県）の孫一元は、義役にたいする父の素志を繼承して、さらに義役田を置き、下戸にかかる大小保長の役の負担を軽減させる一方で、郷里に害毒を流す者を処罰したり、貧窮者に賑恤したりして、人びとから畏敬されている。⁽⁵⁾また、劉宰は郷里の鎮江府金壇県（江蘇省金壇縣）で義役を主唱するが、他方、飢饉の救済には私財を投げうつほどで、そのためかれが死去したときには罷市がおこなわれ、葬式の参列者の列が五十里にも及んだといふ。むろん、二人とも宗族員の生活にも重大な関心を寄せ、そのための実際行動をおこしている。

このように、郷村社会には人びとの信頼を基礎に、その全

体の立場に立って指導力を発揮する人たちが存在していたのであり、かれらの信頼は貧窮者の救済などに私財を犠牲にするほどの、いわば地主的利害の即自性を超えるところから齎された。そして、そうであつてこそ、郷村社会に渦巻く矛盾の一つの解決策としての義役を提唱し成功させることができたと考えられる。

さて、義役を提唱する人々は、単に狭い郷村社会に躊躇していない。かれらの多くは科挙を通して官僚になつたり、あるいは自分は官僚とならなくとも官僚世界との接触をもつ。いずれにせよ、より高次の公共的世界との関係を有する。このことは恐らく、かれらが地主という経済的余裕をもつ存在であつて、したがつて学問的教養を身につける機会に多くめぐまれていたことと関わりがあるう。たとえば、さきに挙げた劉宰は科挙に及第し官僚生活をも体験するが、人生のかなりの部分は郷里でおくり、郷里の人びとの生活の救済のために、官僚たちとの接触をもつてゐる。⁽⁴⁰⁾ また孫一元は科挙に及第していないが、若いころ都の太学で勉学をしており、教養人との詩の応酬をしているから、当然、官僚たちとの接觸はあつたにちがいない。⁽⁴¹⁾ ところで留意すべきは、義役を提唱する人たちが、官僚世界との接触をもつことで、その

郷村社会の矛盾の緩和に努めたり、ときには国家の施策の中に郷村社会での経験を生かそうとしたことである。劉宰が飢饉の救済などに官僚との接觸をもつたのは、前者の例であろう。後者の端的な例としては、江南西路臨江軍（江西省清江县）の謝謗が挙げられよう。かれは郷里で義役を主唱するが、のち監察御史になると、その郷里での方法を上聞して、諸路におこなわせていく。⁽⁴²⁾

以上、先学の義役研究に依拠しながら、宗族を念頭において、郷村社会に渦巻く矛盾と対立の相貌をいかに把握したらよいかを主に考察してきた。そこで気づくのは、郷村社会には宗族と郷村社会を貫く矛盾と対立に深い洞察力をもち、郷村社会の全体的な立場に立つてそれらの矛盾と対立の緩和に努め、しかもそれら郷村社会に渦巻く矛盾を担いながら官僚として国家権力に参画してゆく人びとが存在していたことである。すなわち、宗族と郷村社会、さらには国家権力の問題を考えようとするとき、それら三者を媒介する結節点に位置する存在を見出せる。その存在とは、郷村社会での指導性、その学問的教養、そして科挙への志向性から考えて、士大夫と称せられる人たちであろう。とすれば、宗族や郷村社会、さらには国家権力の三者の問題を相互に連関させて考えてゆ

くとき、士大夫に視点を据えることは、一つの有力な手がかりとなるであろう。もとより、国家が郷村社会のどのような矛盾の所産かという肝心の問題は、前節でも述べたように、王朝の創設過程にこそ端的に表われるはずであり、別途に考察を深めねばならぬことは当然である。その意味では羊頭狗肉の誇りをまぬがれないが、ともかく以上の理由から、私は士大夫を問題の中心に据えながら宗族と郷村社会、それに國家権力を相互に連関させて捉えてゆきたい。その場合、私は宗族が発展し、しかも経済的先進地帯でもある長江下流デルタ地帯を考察の対象としてゆこうと思う。なぜなら、この地域は、これまで検討した先学が主に考察の対象としたのであり、私も同じ土俵に立つ必要があると思うからである。その場合、注意を要する点がある。

第一は、近代の場合に関してだが、華中と華南とでは聚落のあり方が相異し、その結果、宗族の結集のし方にも差違がみられるという福武直氏の指摘である。すなわち、華中では長江デルタ地帯という限定がつきながらも、そこでの宗族は城鎮に集中し、農村地帯では小宗族しかみられず、華南の農村部における宗族の発展とは異なるというのである。⁽²⁾ この指摘は、今まであまり注意が払われてこなかつたが、もし宗族

が華中のようなり方をとり、しかもそれが前近代の社会にも適用できるとすれば、そこに形成される宗族と郷村社会のつながりをどう想定したらよいのだろうか。充分念頭に置くべき問題であろう。

第二は、徐揚傑氏の指摘である。⁽³⁾ 日本ではたとえば牧野巽氏のように、宋代以後、累世同居のような大家族的宗族は姿を消してゆき、小家族の再結集による宗族が一般的となり、そこにこそ歴史の推移がみられるとしてきた。⁽⁴⁾ しかし、徐氏は、大家族的宗族も、そうでない小家族再結集の宗族も、宋代以後、併存していることを実証的に明らかにしている。そして、さらに注目すべきは、大家族的宗族と小家族再結集の宗族とでは、その志向の異なることを述べている。すなわち、前者は科挙への志向をもたぬとか、自給自足を旨としたとかである。こうした志向性のちがいによって、同じく宗族といつても、郷村社会との関わりは当然ちがつてくるだろうが、その差違を踏えつつ、宗族と郷村社会をどう統一的に把握していくたらよいだろうか。士大夫に視点を据えるといつても、問題の解決は困難で、残された課題も大きいといわねばならない。

- (1) 「東洋文化史研究」(弘文堂 一九二六年、『内藤湖南全集』八
卷 筑摩書房 一九六九年再録)所収。
- (2) こうした傾向は、単に中国史学の分野だけでなく、日本の歴
史研究の各分野に共通していたらしい(成瀬治『世界史の意識
と理論』岩波書店 一九七七年)。

- (3) この考えは、一九五〇年の歴史学研究会における氏の大会報
告に集約的に示されている(古代国家の權力構造)「國家權力
の諸段階」歴史学研究会編)。
- (4) 「中国古代帝国の形成と構造」(東京大学出版会)。なお、本
書の序章において、西鷗氏は從來の自説を撤回し、新たな構造
論を展開するにいたった経緯を記す。

- (5) 邱漢生「宋明理学与宗法思想」(『歴史研究』一九七九年一
一)、徐揚傑「宋明以来的封建家族制度述論」(『中国社会科学』
一九八〇年一四)。

- (6) むろん、戦後において宗族研究にみるべきものがないという
のではない。とりわけ、多賀秋五郎氏は、今日に至るまで宗族
研究を精力的に進めてきた。『宗譜の研究』(東洋文庫 一
九六〇年)は、史料上から研究者を被益してきだし、「古譜の
研究」(『東洋史学論集』四 不昧堂書店 一九五五年)は、唐
代以前の譜の詳細な研究で、それを通じて唐代以前と以後の宗
族に関する多くの示唆を含む。しかし、多賀氏を含む戦後の宗
族研究は概して、停滞論克服や中国史の世界史的把握などとい
つた宋代史研究の主要な流れからは孤立していたように思われ
る。

(7) 柳田節子氏は近年の論文で、現実的課題意識の喪失という現
段階の状況を踏えて、「一九五〇年頃の、あの熱っぽい空気を
しきりに思い出すこの頃である」と述懐している(『中国前近代
社会における專制支配と農民運動』『歴史評論』三〇〇号)。

- (8) 岩波書店 一九七九年、四七一四九頁。

- (9) 「中國法制史研究」(東京大学出版会 一九六二年)
所収。また、仁井田氏の別の論文には、「私はさきに『中國の
家父長權力の構造』を発表したことがある。そこでは、垂直的
な上下の支配被支配に視点をおいたが、ここでは、それと互に
制約する条件となっている横の結合關係、つまり兄弟的『仲間』
的な横の線の方にもまた主要な視点をおく」とある(『中国社会
の『仲間』主義と家族——団体的所有の問題をも含せて——』
同書三九四頁)。

- (10) もつとも、仁井田氏は前後の文脈を充分に考慮することとな
く、「しかし」とか「しかしともあれ」などという接続語で文
章を無理につなぐ傾向があり、それによって前段の部分を否定
しさつてしまふ印象を与える。尾形氏の捉え方にも、同情の余
地は充分にあるわけである。

- (11) 「中国社会の同族と族長權威——とくに明代以後の族長寵免
制度——」「中国社会の『仲間』主義と家族——団体的所有の
問題をも含せて——」(『中国法制史研究』(東洋文庫 一九六二年)
所収)。

- (12) 検討は主に次の論文に依拠する。「中国の同族又は村落の土
地所有問題——宋代以後のいわゆる『共同体』——」(『中国法
制史研究』(東洋文庫 一九六二年)
所収)。

- (13) 牧野巽「近世中国宗族研究」序説(『牧野巽著作集』卷三

御茶の水書房

一九八〇年、同「近世中国の宗族」

『牧野異著作集』卷二 御茶の水書房 一九八〇年、清水泰次『支那

の家族と村落』(文明書院 一九二八年)一八頁。

(14) 「中国中世社会論序説」(『中国中世社会と共同体』国書刊行会 一九七六年)二七二九頁。

(15) 「中國家族法論」(弘文堂 一九五〇年)。この著書で滋賀氏は相続の問題を取り上げるが、仁井田氏のこの問題をめぐる解釈が一定していないと批判する。仁井田氏はこれにたいして、『中国法制史研究』(『収録農奴法』家系村落法)などの著書を通して反論するとともに、滋賀氏のような單一の原理からの家族あるいは宗族の解釈を拒否する。滋賀氏は仁井田氏の反論を梃子として、『中国家族法の原理』(創文社 一九六七年)を著わした。この著書は

前著を基本的に受け継ぎつつ、より論理的整合性を完備している。また、後著では、許烺光氏の宗族に関する提え方と、一九三〇年代にマルクス主義理論にたいする批判から生み出された、歐米のいわゆるエリート論への共感を見出せる。この意味では、歴史觀・社会觀という根本的な対立関係が画氏の間に存在するといえよう。

(16) 註(12)の論文。この論文は、「また中国のいわゆる『共同体』は、同族集團にあっても一般村落にあっても、決して平等者間のそれではなかった。その内部にあつては支配被支配關係をもつていた(この点はまた後で述べる)。中国のいわゆる『共同体』は、窮屈的には支配階級のための機構として機能していのそれではなかった。その内部にあつては支配被支配關係をもつていた(この点はまた後で述べる)。中国のいわゆる『共同体』は、窮屈的には支配階級のための機構として機能していのそれではなかった。その内部にあつては支配被支配關係をもつていた(この点はまた後で述べる)。中国のいわゆる『共同体』は、案外、集團内のボス支配に都合よくはなつていなかつた

ように思う」(七二六頁)と論じ、必ずしも首尾一貫していない。

(17) 河合隼雄氏によると、日本がいわゆる「タテ社会」といわれるのは、本来、成員間の平等を基礎として成り立つ「場」の社会であるため、「場」の平衡状態を維持しようとして、縦の支配構造をもつのだという(『母性社会日本の病理』中央公論社 一九七六年、一五頁)。もちろん、河合氏は日本について論じたのであって、中国社会には全く触れていないが、「場」を基礎とする社会の構造原理を考えるとき、極めて示唆に富む。

(18) 註(12)の論文。

(19) 「中国社会の『仲間』主義と家族——団体的土地位所有の問題をも含せて——」。

(20) これについては多くの研究者が指摘するが、ここでは一論文を挙げるにとどめる。註(13)前掲、牧野異「近世中国の宗族」。

(21) 仁井田氏の見解は、主に次の論文による。「中国社会の『封建』とフューリダリズム」「中国の農奴・雇傭人の法的身分の形成と変質——主僕の分について——」(『中国法制史研究』(『収録農奴法』)。なお、後者には附載として、「中国の奴隸制と農奴制——中世社会の成立をめぐって——」という短文があり、仁井田氏のこの問題に關する見解が簡潔に表明されている。

(22) 二氏の論文を一つずつ挙げておく。周藤吉之「宋代の佃戸制——奴隸耕作との関連に於いて——」(『中国土地制度史研究』東京大学出版会 一九五四年)、宮崎市定「宋代以後の土地所有形体」(『アジア史研究』四 東洋史研究会 一九六四年)。

(23) 「中国における封建国家の形態」(前掲『國家權力の諸段階』)。

(24) 「宋朝權力と農民問題に関する学説史的検討」(『史叢』11)。

(25) 柳田氏の見解は、次の論文による。「宋代中央集権的文臣官僚支配をめぐって」(『歴史学研究』11八八)、「宋代地主制と公權力」(『東洋文化』五五)。

(26) 「アジアの封建制——中国封建制の問題——」(『現代歴史学の成果と課題』二) 青木書店 一九七三年)、「中国における專制權力と『農民組織』」(『一九七五年度歴史学研究会大会報告特集号』青木書店)。

(27) 「岩波講座『世界歴史』九(岩波書店 一九七〇年)。また、註(7)の同氏論文も参考。

(28) エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』(岩波文庫本) 一一五頁。

(29) こうした関心からすると、王賡武氏の五代王朝の權力構造に関する著書は、限りない示唆を私に与えてくれる。それは、唐末・五代の藩鎮や王朝の新しい官僚機構の中に進出してくる庶民層の台頭を通して、従来の貴族制とはちがつた新しい体制出現の息吹きをみようとしている。また、五代といつても、最後の後周まで論述してはおらず、契丹の侵入による後晉の瓦解で筆をおいているのも、一つの見識だと思われる。というのも、後晉と後漢の間には、歴史上の一大転換が認められ、後漢以後は宋朝に直接つながつてゆくからである。もっとも、この著作は郷村の動きにほとんど注意を払つておらず、その点で不満も

残る。 *The Structure of Power in North China during the Five Dynasties, Malaya Uni. P., 1963. Stanford Uni. P., 1967.*

(30) 「宋代浙西デルタ地帯における水利慣行」(『北海道大学文学部紀要』1九一ー)。また最近、氏は別稿で右の論文の主張を補強している(『唐宋間消費貸借文書試釈——賠償利息文書をめぐつて——』)『史朋』一四)。

(31) 註(30)論文「宋代浙西デルタ地帯における水利慣行」の註(32)。

(32) 「宋朝專制支配の基礎とその構造——地主佃戸制の展開と小農經營との関連を中心として——」(『新しい歴史学のために』一四三頁)。

(33) 註(27)の柳田氏論文、二二三九頁の註(1)には、義莊・祭田などの同族共同体の問題を割愛した旨が記されている。

(34) 「中國族產制度攷」三〇～三六頁。

(35) 曾我部静雄『宋代財政史』(生活社 一九四一年) 二二三～二二七頁、周藤吉之『南宋における義役の設立とその運営——特に義役田について——』(『宋代史研究』東洋文庫 一九六九年)。義役に関する後の記述は、ほとんど周藤論文に依拠した。

(36) 註(35)の論文。

(37) 周藤論文では、本文のような詳しい記述はない。本文の記述は、周藤氏も依拠する孫一元の墓誌銘に基づく(黄震『黄氏日抄』卷九七「致政修職孫君墓誌銘」)。

(38) 劉子健(梅原郁訳)『劉宰小論——南宋一郷紳の軌跡——』(『東洋史研究』三七一)。

(39) 註(38)の論文。

(40) 註(37)の史料。

(41) 註(35)の論文。

(42) 〔中国農村社会の構造〕(『福武直著作集』第九卷 東京大学出版会 一九七六年)一二五頁。『中國村落の社会生活』(『福

武直著作集』第一〇巻 東京大学出版会 一九七六年)三三

頁。また、牧野異氏は、宗族結合は、農業よりも産業や文化の

(附記) 小稿は、一九八二年前期の三重大学教育学部での講義に基づく。講義は必ずしも平易でなく、ときとして難渋に失したきらい

があつた。忍耐づよく聽講してくれた学生諸君に感謝したい。また、小稿は一九八一年八月下旬、名古屋大学東洋史学研究室の主催の下に、岐阜県中津川で行われたシンポジウム「地域社会の視点——地域社会とリーダー」にたいする私なりの関わり方の決算である。シンポジウムから一年余の時間が経過し、さらにシンポジウムの報告書(『地域社会の視点——地域社会とリーダー』名古屋大学文学部東洋史学研究室編 一九八二年三月)も発刊された現在、今更という感じをぬぐえないが、ともかく私なりのシンポジウムの決算ができるという想いがする。なお、小稿で述べたことの原型は、すでに前稿「歐陽脩における族譜編纂の意義」(『名古屋大学東洋史研究報告』6)にでている。あわせて参照いただければ幸甚である。

(こばやし よしひろ 名古屋大学大学院研究生)

発展した地方に強いと指摘する(『明代における同族の社祭記録の一例——休寧茗洲吳氏家記社会記について』)『近世中国宗族研究』)。

(43) 註(5)の論文。

(44) 牧野異「司馬氏書儀の大家族主義と文公家礼の宗法主義」(『近世中国宗族研究』)。